

応募案内

(明石市新ごみ処理施設整備等に係る設計施工監理業務委託)

この応募案内は、環境産業局環境室新ごみ処理施設建設課が実施する公募型プロポーザル方式業務委託の参加にあたり、必要な手続きや注意事項を記載していますので、応募前に必ずお読みください。

1 関係法令

地方自治法、同施行令、明石市契約規則その他指示事項（以下「関係法令」という。）を承知の上参加してください。なお、契約規則等は明石市ホームページ（入札コーナー）において示すとともに、財務室契約担当においても閲覧することができます。

2 虚偽記載の禁止

明石市入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者が、公募型プロポーザル方式業務委託（以下「公募型プロポーザル方式」という。）に係る申込書類等に虚偽の記載をし、業務の契約相手方として不適当と認められるときは、明石市入札参加者等指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づき措置します。

3 参加申請書類等の作成要領

参加申請書類等の作成にあたっては、次の事項に注意してください。

- (1) 参加申請者欄については、参加申請者の住所、商号又は名称、当該事務所の代表者職氏名（名簿に支店等で登録している場合には、必ずその支店長等の氏名で記名押印し、本社の代表取締役等の氏名では記載しないでください。）を記載し押印してください。
- (2) 記載事項を訂正するときは、誤字に2重線を引き、上部に正書し、訂正箇所に押印してください。ただし、金額の訂正は認めません。
- (3) 参考業務費内訳書の作成にあたっては、必ず参考見積金額と合致させてください。また、値引きの計上や端数処理により参考見積金額と合致させることは認めません。
- (4) 記入に当たっては必ず黒色のペン又はボールペンを使用してください。（黒色で印刷された参加申請書類等及び黒色のスタンプの押された参加申請書類等も可とします。ただし、いわゆる「消せるボールペン」は使用しないでください。）なお、鉛筆書きは不可とします。
- (5) 記入又は押印漏れ、内容の不備等がある場合には無効となるので十分にご注意ください。

4 提出する前の最終確認

提出する前に次の事項を十分に確認してください。なお、不備がある場合は無効となります。

また、提出の際は、事前に本市へ連絡し、様式21「明石市新ごみ処理施設整備等に係る設計施工監理業務委託」提案書等受領確認証に必要事項を記載して、本市の指定した時間帯に来庁すること。

(1) 参考見積書

- ① 業務名
- ② 見積金額（必ず頭に￥を記載すること）
- ③ 日付（参加申込書等の受付終了日）
- ④ 参加申請者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名（名簿に支店等で登録している場合には、必ずその支店長等の氏名で記名押印し、本社の代表取締役等の氏名では記載しないでください）

い。)

⑤ 押印（業者登録で届出済みの使用印を使用）

(2) 参考業務費内訳書（指定様式を使用すること。）

① 業務名

② 参加申請者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名（名簿に支店等で登録している場合には、必ずその支店長等の氏名で記名押印し、本社の代表取締役等の氏名では記載しないでください。）

③ 押印（業者登録で届出済みの使用印を使用）

(3) 国税の滞納がないことを証する納税証明書（税額の証明ではありません。）

※ 発行日が公告日以降の日付のもの。写し（PDF形式を含む）でも可。

その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）

5 異議の申し立て

参加申請者は公募型プロポーザル方式の実施後、この応募案内及び関係法令等の公募型プロポーザル方式条件の不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできません。

なお、参加申請に係るすべての費用は参加者の負担となり、明石市に請求することはできません。

お問い合わせ先：明石市環境産業局環境室新ごみ処理施設建設課

TEL：078-918-5788

FAX：078-918-5787